

一般社団法人吉川慎之介記念基金
定 款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人吉川慎之介記念基金と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、2012年7月20日発生の幼稚園管理下における吉川慎之介君溺死事件から、教育者・教育現場・安全危機管理の在り方を見直し、子供たちを健全に育み教育する場を提供するために、日本国内の学校管理下において発生している様々な事故に関する現状を広く伝え、全国の学校において、学校安全管理の必要性を周知し、また学校安全管理の役目を担う教育者の育成を目的とし、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子供安全学会の運営
2. 優れた学校安全管理を行う学校を表彰し、奨励金を授与するキッズ ガーディアン賞の設立
3. 学校安全管理者を育成するスクーリング事業
4. 安全で安心な学校を作るための啓発事業
5. 子供の安全を啓蒙することを目的とした、音楽家・芸術家の育成
6. 被害者及び被害者遺族に対する支援事業
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第7条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第8条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し込み、社員総会の承認を得なければならない。

(経費等の支払義務)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第13条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理

事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の募集)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第28条 代表理事又は理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第29条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書 (監事の監査報告書を含む。) を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都小金井市中町3丁目16番9 - 702号 クレアホームズ武蔵小金井

設立時社員 吉川豊

東京都小金井市中町3丁目16番9 - 702号 クレアホームズ武蔵小金井

設立時社員 吉川優子

東京都千代田区二番町8番地7 二番町パークフォレスト1006号

設立時社員 畑中铁丸

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

設立時社員 弁護士法人畑中铁丸法律事務所

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉川豊 吉川優子

設立時代表理事 吉川優子

設立時監事 畑中铁丸

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年6月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人吉川慎之介記念基金を設立のため、設立時社員吉川豊外3名の定款作成代理人である司法書士正木三津子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年7月2日

設立時社員

吉川豊、吉川優子、畑中鉄丸
弁護士法人畑中鉄丸法律事務所

上記設立時社員4名の定款作成代理人

東京都千代田区九段南四丁目6番1 610号
司法書士 正木三津子